

令和7年度経営所得安定対策申請受付について

経営所得安定対策（転作）申請を開始します。申請がない場合は交付の対象となりませんので、ご注意ください。

内之浦地区：2月17日(月)～2月21日(金)《予備日2月22日(土)》

高山地区：2月25日(火)～3月7日(金)《予備日3月9日(日)》

申請時の注意事項

- ・水田の地番及び作物などを事前に確認してください。
- ・令和7年度の作付け計画を立ててください。
- ※適期の作付け、収穫を行ってください。
- ※作業の委託（特に刈り取り、ロール等）を行う場合は必ず事前に委託先に確認してください。（収穫を行えない、すき込みをするなどの場合は交付の対象になりません。）
- ※WCS、飼料作物については供給先と必ず事前に相談を行ってください。（供給が行えない、供給過多になる場合は契約時に支障をきたします。）
- ・農地を貸借し、利用権の契約が満了している方は再度、届出を行ってください。
- ・水稻のみの作付けを行う場合、交付金はありませんが早期水稻の航空防除の案内等をお送りしますので作付予定品種をお知らせください。
- なお、水稻のみの場合は、電話での申請も可能です。

申請受付に必要なもの

- 印鑑
- 交付金振込用の本人名義の預金通帳（金融機関の指定はありません）
- 『交付金に係る営農計画書(本人控え)』（役場から発送します）

申請を行う方へのお願い

- ・WCS用稲の植え付けは6月25日までにするまでください。
- ・適正な管理（水・雑草・畦・ジャンボタニシなどに注意）をしっかりとこなってください。
- ・飼料作物に関しては定期的にはほ場を確認してください。発芽不良、雑草の繁茂が見受けられるほ場があります。そういったほ場は交付の対象になりません。

※詳細につきましては対象者に送付する申請受付日程表をご覧ください。お問い合わせ先 肝付町役場 農業振興課 農政係 0994(65)8417

「みどりチェック」に取り組みましょう！ （環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて）

みどりチェック（環境負荷低減のクロスコンプライアンス）とは、**各種の補助事業で環境にやさしい最低限の取組を要件にすること**です。

みどりチェックは、誰もが取り組める環境負荷低減への「初めの一歩」です。

農林水産省では、令和6年度から全ての補助事業等で「みどりチェック」を導入し、環境にやさしい農林漁業のための最低限の取組を、事業申請時にチェックシートで提出し、実践していただくことを要件としています。

令和7年度からは、事業報告時のチェックシート提出と取組内容の確認も始まりますので、「みどりチェック」へのご理解と取組の実践をお願いします。

どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？

農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面もあります。このため、日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないように、7つの基本的な取組を実践することが重要です。「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を深めることにもつながります。



農林水産業には環境によい多面的機能がある一方で、環境に負荷を与えている側面もあります。



お問い合わせ先

九州農政局鹿屋駐在所
☎(直通) 0994(43)3222

